

子どもを虐待から守るための提言書

平成24年3月26日

和歌山県子どもを虐待から守る審議会

はじめに

児童虐待への対応については、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行され、全国的に取り組みが進められてきたところである。一方、重大な児童虐待は後を絶たず、児童虐待相談対応件数も増加を続け、平成22年度には55,152件(速報値)となっている。

和歌山県においても例外ではなく、児童虐待相談件数は、平成21年度460件、平成22年度640件、平成23年度514件(平成23年12月末現在)と増加を続け、これに伴い、児童養護施設の入所率(現員/定員)も平成21年度81%、平成22年度89%、平成23年度92%(各年度10月1日現在)と増加の一途を辿っている。この間、「和歌山県子どもを虐待から守る審議会」が設置されるとともに、「和歌山県子ども虐待防止基本計画」(平成21年4月策定)に基づき、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進(全市町村設置済)や専門里親登録の推進(9名)など種々の施策を展開してきたが、児童虐待への対応が喫緊の課題であることには変わりがない。

こうした中、本審議会では小委員会を設け、児童相談体制の現状と課題を把握するために、子ども・女性・障害者相談センター、和歌山市、紀の川市、橋本市に対してヒアリングを実施した。

このヒアリングの結果と審議会での議論を踏まえ、当面取り組むべき施策と中・長期的に取り組むべき施策とを以下のように取りまとめて提言する。

I 当面取り組むべき課題と施策について

1 子ども虐待の発生予防

【課題】

- (1) 平成20年の児童福祉法改正により、児童家庭支援センターの単独設置が可能となり、市町村への技術的助言等必要な援助を行なうことを含め、児童相談所の補完的役割を担うことが期待されているが、県内に1箇所しか設置されておらず、また、職員等の体制も十分ではなく、機能しているとは言い難い。
- (2) 子どもの虐待予防のためには、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする「要支援家庭」への支援が必要であるが、その把握及び支援が十分なされているとは言い難い。

【施策】

- ・ 児童家庭支援センターの体制を強化するとともに、複数の児童家庭支援センターの設置を検討し、市町村への援助を含め、児童相談所の補完的役割を果たせるようにする。
- ・ 要支援家庭の把握のため、平成23年3月に策定した「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に関する指針」に基づき、医療機関から保健機関への情報提供が積極的に行われるよう医療機関への周知・啓発を行うとともに、母子保健活動を活用した要支援家庭の支援を推進する。
- ・ 民生委員・児童委員、NPO、保育所・幼稚園・学校など地域の支えあいによる要支援家庭の支援を推進する。

2 早期発見・早期対応

【課題】

- (1) どのような態様を虐待通告としてカウントするかの基準が市町村によって統一されていない。したがって、市町村への通告と児童相談所への通告の重複も見受けられ、県内の実通告数が把握されていない。
- (2) 橋本市・高野町（伊都郡）など和歌山県子ども・女性・障害者相談センターから遠隔な地域では、安全確認や保護に関して時間を要する。
- (3) 医療機関など関係機関からの虐待通告を得るための取り組みが不十分である。

【施策】

- ・ 年1回は全市町村と児童相談所との協議・研修の場をもち、虐待通告としてカウントする基準や通告があった場合の対応などについて、ある程度の均一化とレベルアップを図る。
- ・ 児童相談所での勤務経験の豊富な複数の職員を、伊都振興局に児童相談所兼務職員として配置し、所管市町村の日常的な虐待対応のレベルアップを受け持つとともに、通告に際して、当該職員が市町村と連携して安全確認及び一時保護を行なうようにする。
- ・ 迅速かつ適切に対応するため、児童相談所において、適正人員の正規職員の配置又は平成23年度配置数程度の児童虐待緊急対応員（非常勤）を最低限確保する。
- ・ 医療機関及び医師会をはじめ、関係機関に対し、虐待通告についての啓発を強化する。

3 在宅支援、社会的養護の充実

【課題】

- (1) 虐待を受けた子どもについては、家庭的な環境において愛着関係を形成して育てられることが必要であることから、平成23年7月に厚生労働省が示した「社会的養護の将来像」においても、要保護児童の3分の1程度は里親委託するものとされている。しかしながら、本県の里親委託率は8.3%（平成23年11月末現在）に留まり、里親委託が進んでいない状況にある。また、里親の児童養護に関する専門性を向上させていくことが重要である。
- (2) 施設において、子どもが適切な愛着関係に基づき他者への基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、心の傷を癒せるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。

【施策】

- ・ 里親支援の充実、新たな里親の開拓及び里親委託率の向上のため、里親支援機関を常設機関として（県・児童相談所の外部に）設置し、里親専門相談員を配置するなどの充実を図る。具体的には、里親会や乳児院等への委託を検討する。
- ・ 施設内虐待の防止及び社会的養護の充実のため、毎年全ての児童福祉施設の newly 職員等一定数の職員に対し、子どもへの対応を中心とした専門性向上のための研修を実施する。
- ・ 児童養護施設（里親委託含む）入所中の児童の学習能力及び運動能力の向上と、退所後のアフターケアの充実を図り、児童の自立に向けた支援を実施する。
- ・ 社会・経済情勢の変化や価値観の多様化を背景として、子育てを社会全体で支える観点から、地域における児童委員等の取り組みを推進する。

4 家族の再統合、自立への支援

【課題】

- (1) 施設での養育の後、早期の家庭復帰を実現するため、親子関係再構築等の家庭環境の調整や、家庭復帰後の虐待再発防止を目的とした親支援の充実が必要である。
- (2) 虐待事例のうち親子分離には至らないものについて、虐待防止のための親支援、親子関係への支援、家族支援の充実が必要である。
- (3) 虐待の程度が比較的軽いと思われる場合においても、いつ重篤化するかわからないため、市町村等による地域における家庭支援機能も重要である。

【施策】

- ・ 親子分離したケースの親に対して、児童相談所と民間団体等の協働による親支援プログラムを実施し、子どもの早期家庭復帰を図る。
また、児童相談所の市町村対応職員を増やし、連携を強化する。特に児童相談所が保護した子ども、措置した子どもを家庭復帰させる場合には、必ず事前に市町村と協議し、市町村の受け入れ体制を構築する。
- ・ 親子分離には至らず在宅指導となった親に対して、児童福祉司の指導の下、親支援プログラムを実施する。
- ・ 虐待の程度が比較的軽い場合においては、市町村と連携し、親支援プログラムを実施する等の家族支援を行う。

5 人材の育成、体制の強化

【課題】

- (1) 平成16年の児童福祉法改正により、新たに市町村が虐待の通告窓口となり、児童相談業務を担うこととなったが、多くの市町村で職員の専門性が不足しており、児童相談所との連携が十分とれていない。
- (2) 児童相談所は、急増した虐待通告への対応に時間を要し、市町村との連携、保護あるいは措置した児童及びその親への支援、里親の開拓を含む社会的養護の充実等への対応が十分であるとは言えない。また、一般職の職員が3年程度の短いサイクルで人事異動するため、ベテランあるいは専門職が少ない。

【施策】

- ・ 児童相談所について、臨床心理士など福祉専門職の採用、配置を実増させる。一般職を配置する場合は、通常のサイクルで人事異動させるのではなく、少なくとも5年～10年程度の長期間児童相談所に勤務し、専門性を確保する。
- ・ 児童相談所に教育関係者（OB含む。）を採用し、支援体制の強化を図る。
- ・ 市町村の虐待対応職員を児童相談所で一定期間研修させるなどにより、市町村職員の専門性を高めるとともに、児童相談所と市町村との連携及び意思疎通がより円滑にできるような研修制度を確立する。
- ・ 施設職員の研修機会を提供する。

II 中・長期的に取り組むべき課題と施策について

- ・ 市町村の子育て支援事業や要保護児童対策地域協議会等による地域支援機能を強化するとともに、児童相談所の専門性の向上を図る。
- ・ 児童虐待防止に係る施策について、科学的根拠に基づき、効率的・効果的に実施することが重要である。児童虐待防止に関する調査・研究に対する支援を行うとともに、施策に対する客観的な評価を受ける仕組みの導入を検討する。
- ・ 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター、施設、NPOなど関係機関が協働して、親子関係再構築支援を実施する。
- ・ 障がい児及び医療ケアを必要とする子どもについて、虐待予防の観点から総合的な支援を行うため、障がいと虐待の関係性や必要な支援等についての調査・研究を推進する。
- ・ 学校と連携して、望まない妊娠を防ぐことも含め児童虐待予防につながる教育に取り組む。

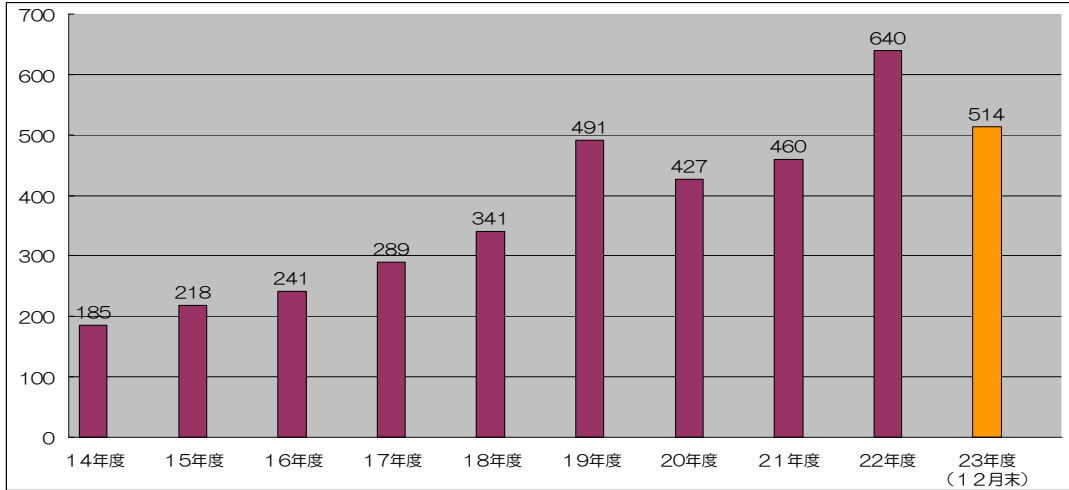
資料 1

和歌山県における児童虐待の現状

《児童相談所における児童虐待相談受付件数》

速報値

図1 和歌山県における児童虐待相談件数の推移



	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (12月末)
和歌山県受付件数	185	218	241	289	341	491	427	460	640	514
全国対応件数	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	55,152	

21年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	39	1	9	35	84
3～学齢前	72	2	19	22	115
小学生	74	5	39	55	173
中学生	24	6	11	15	56
高校生・その他	17	1	4	10	32
計	226	15	82	137	460

22年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	49	0	26	42	117
3～学齢前	79	1	49	34	163
小学生	103	3	63	77	246
中学生	33	2	21	26	82
高校生・その他	16	3	3	10	32
計	280	9	162	189	640

23年度 (12月末)	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	37	0	34	52	123
3～学齢前	54	1	32	43	130
小学生	83	1	47	44	175
中学生	29	1	16	18	64
高校生・その他	13	4	2	3	22
計	216	7	131	160	514

図2 平成23年度（12月末）児童虐待相談種別構成割合

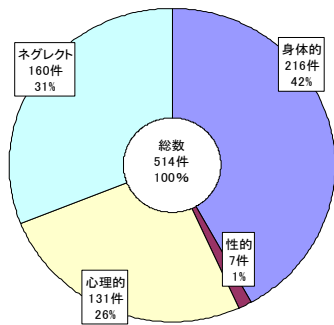


図3 平成23年度（12月末）被害児の年齢構成割合

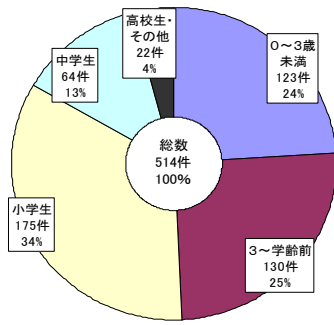
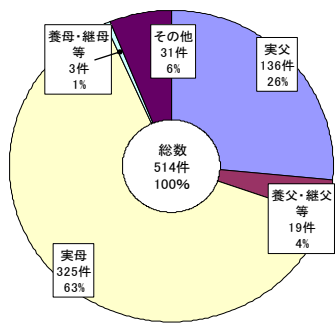


図4 平成23年度（12月末）主な虐待者の割合



平成21年度、22年度、23年度相談経路

	都道府県				市 町 村			児童福祉施設・指定医療機関			警察等	児童家庭支援センター	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家 族			親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計				
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校			教育委員会等	虐待者本人	虐待者以外						その他			
21年度	0	6	0	24	109	0	6	41	2	5	1	53	8	1	4	22	0	37	1	0	0	5	23	0	7	30	5	13	47	1	9	460
22年度	19	35	1	4	117	0	11	37	3	5	0	100	1	4	8	13	2	54	3	2	2	2	32	2	22	29	5	6	95	7	19	640
23年度 (12月末)	14	21	1	23	66	1	1	32	9	2	0	57	3	0	0	30	0	38	13	0	1	5	19	0	23	19	13	8	86	4	25	514

資料 2

提言とりまとめにかかる経過

平成23年	4月28日	第1回小委員会	}	課題の整理
	6月2日	第2回小委員会		
	7月8日	子ども・女性・障害者相談センター へのヒアリング		
	7月21日	和歌山市へのヒアリング 紀の川市へのヒアリング		
	8月11日	橋本市へのヒアリング		
	8月25日	第3回小委員会	}	骨子案の検討
	10月3日	第4回小委員会		
	10月14日	第1回審議会		
	11月7日	第5回小委員会	}	報告書案の検討
	12月13日	第6回小委員会		
平成24年	2月10日	第7回小委員会		
	3月15日	第2回審議会		

資料3

和歌山県子どもを虐待から守る審議会小委員会によるヒアリング結果概要

◇子ども・女性・障害者相談センター

- ・ 児童家庭相談について、市町村により対応のバラツキがあり、その要因として、人事異動や福祉部門と保健部門の連携に差があることが挙げられる。
- ・ 市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議には、必ず児童相談所職員が出席することとしているが、実務者会議を開催していない市町村がある。
- ・ 医療機関からの通告が少ないと感じる。
- ・ はじめから児童相談所が関わるケースについては、市町村に引き継ぐことは少ない。
- ・ 子どもを家に帰すときは、応援団（応援ネットワーク会議）を地域に作ることが重要である。
- ・ 児童相談所に社会的養護を担当する専従の職員が必要である。

◇和歌山市、紀の川市及び橋本市

- ・ 医療機関との連携が課題である。
- ・ 児童相談所として関わっているケースで市に関係する情報は全て連絡して欲しい。
- ・ 児童相談所の職員は忙しすぎる。余裕を持って対応できる体制を整えて欲しい。
- ・ 親子を分離するのか、地域で見守るのかについて、児童相談所と市町村で見解が違う。共通のアセスメント指標（基準）が必要である。
- ・ 児童相談所と市町村の役割分担について不明確である。
- ・ 市の人事異動が3～4年のサイクルなので、スタッフ的に対応が困難である。保健師などの専門職も必要である。

資料4**和歌山県子どもを虐待から守る審議会委員名簿**

<五十音順>

	氏 名	役職名等
○	家 本 めぐみ	toddleわかやま 代表
○	御 所 伸 之	和歌山県里親会 会長
	坂 口 淑 子	和歌山県市町村保健師協議会 理事
	土 井 淳 宏	和歌山県民間保育園連盟 会長
○	中 川 利 彦 (会 長)	弁護士
	狹 間 歌 子	和歌山県母と子の健康づくり運動協議会 会長
	平 石 英 三	和歌山県医師会 理事
	福 井 以 恵 子	和歌山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会長
	松 岡 進	御坊市社会福祉課 課長
	松 下 明	和歌山県民生委員児童委員協議会 会長
	南 良 和	和歌山市立西脇中学校 校長
	室 みどり	和歌山信愛女子短期大学名誉教授
	森 本 祐 司	和歌山県児童養護施設協議会 会長
○	柳 川 敏 彦	和歌山県立医科大学保健看護学部 教授

○は小委員会メンバー